

検査規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第9条、同第10条、取引参加者規程第42条及び同第52条の規定に基づき、本所が行う取引参加者の検査及びその結果に基づく措置に關し、必要な事項を定める。

2 前項の検査は、取引参加者の法令若しくは法令に基づく行政官庁の处分若しくは本所の定款、業務規程、受託契約準則その他諸規則若しくはこれらに基づく处分又は取引の信義則（以下「法令等」という。）の遵守の状況及び業務又は財産の状況を調査し、当該調査の結果に基づき必要な措置を講じ、もって取引参加者の信用を確保し、公益及び投資者の保護に資することを目的とする。

(検査員)

第2条 検査は、本所の職員のうちから自主規制担当役員が任命した者（以下「検査員」という。）が行う。ただし、自主規制担当役員が必要があると認めるときは、補助員を使用することができる。

(検査員の権限)

第3条 検査員は、取引参加者の役員又は従業員に対し、第1条第2項に規定する調査を行うため必要があると認める帳簿、書類その他の物件の提示若しくは閲覧、資料の提出又は事実の説明及び当該説明の内容を記載した文書の作成を要求することができる。

(検査員の義務)

第4条 検査員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 検査は、すべて事実に基づいて行わなければならない。
- (2) 事実の認定、処理の判断及び意見の表明を行うに当たっては、常

に公正な態度を保持しなければならない。

(3) 職務上知り得た秘密を，正当な理由なくして他に漏らしてはならない。

(取引参加者の義務)

第5条 取引参加者の役員及び従業員は，検査員から第3条に規定する要求があった場合には，正当な理由なくこれを拒否することができない。

(検査計画)

第6条 検査は，検査計画に基づいて実施するものとし，毎事業年度の検査計画は，自主規制委員会がこれを定める。

2 検査計画において，当該年度の検査の方針，検査事項，検査方法及び手続について定めるものとする。

(検査の実施方法及び時期)

第7条 検査は，取引参加者の本店その他の営業所（以下「店舗」という。）において行う。ただし，本所が当該店舗において行う必要がないと認めるときは，当該取引参加者が本所に提出する書類により行うことができる。

2 本所は，必要があると認めるときはいつでも取引参加者に対して前項の検査を行うことができる。

(検査の通知)

第8条 本所は，前条に規定する検査を行う場合は，当該取引参加者に対して，検査の開始日時，方法及び検査員の氏名その他必要な事項を通知する。ただし，本所がその必要がないと認めるときは，この限りでない。

(検査員証明書の提示)

第9条 検査員は、検査業務開始に当たり、取引参加者に検査員証明書を提示するものとする。

(検査の報告)

第10条 検査員は、検査を終了したときは、速やかに検査報告書を自主規制委員会に提出しなければならない。

(注意の喚起等)

第11条 本所は、検査の結果、取引参加者の行為が法令等に違反している又は違反しているおそれがあると認める場合には、定款による処分を行うときを除き、当該取引参加者に対し、注意を喚起することができる。

2 本所は、前項の規定による注意の喚起を行った場合において必要があると認めるときは、当該取引参加者に対し、改善措置を記載した報告書等の提出を求めることができる。

(要請等)

第11条の2 本所は、検査の結果、取引参加者の業務又は財産の状況が、法令等に違反する行為が発生することとなるおそれのある状態であると認める場合には、取引参加者規程による勧告を行うときを除き、当該取引参加者に対し、当該状態を改善するための所要の措置を講ずることを要請することができる。

2 本所は、前項の規定による要請を行った場合において必要があると認めるときは、当該取引参加者に対し、改善措置を記載した報告書等の提出を求めることができる。

(処分等の基準)

第12条 本所は、検査の結果に基づき、取引参加者に対し、定款による処分又は第11条第1項の規定による注意の喚起（以下「処分等」という。）を行うかどうかについては、当該取引参加者の役員又は従業員の故意又は過失の有無及びその程度その他の事情を総合的に勘案して判断する。

(勧告等の基準)

第12条の2 本所は、検査の結果に基づき、取引参加者に対し、取引参加者規程による勧告又は第11条の2第1項の規定による要請（以下「勧告等」という。）を行うかどうかについては、当該取引参加者の社内管理体制の状況その他の事情を総合的に勘案して判断する。

(検査結果の通知)

第13条 本所は、検査を終えた場合は、処分等又は勧告等の内容を含め、当該検査の結果を当該取引参加者に通知する。

(合同検査等)

第14条 本所は、日本証券業協会又は一般社団法人金融先物取引業協会と共同して検査を行うことができる。

2 本所は、取引参加者が国内の他の金融商品取引所の会員又は当該金融商品取引所により取引資格を与えられた者である場合は、当該金融商品取引所と共同して検査を行うことができる。

付 則

この規程は、平成15年1月14日から施行する。

付 則

この規程は，平成15年4月2日から施行する。

付 則

この規程は，平成16年9月13日から施行する。

付 則

この規程は，平成17年4月1日から施行する。

付 則

この規程は，平成19年9月30日から施行する。

付 則

この規程は，平成19年10月29日から施行する。

付 則

この規程は，平成21年6月16日から施行する。

付 則

この規程は，平成22年10月12日から施行する。

付 則

この規程は，平成25年1月1日から施行する。